

地方公共団体情報システム機構経営審議委員会会議規則

平成26年4月10日地方公共団体情報システム機構経営審議委員会決定

(趣旨)

第1条 地方公共団体情報システム機構経営審議委員会(以下「委員会」という。)の会議に関しては、地方公共団体情報システム機構定款(平成26年3月25日総務大臣許可。以下「定款」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員会の委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(招集の通知及び欠席委員の意見提出)

第3条 委員長は、前条第2項の規定により委員会を招集するときは、あらかじめ議題、日時及び場所を委員に通知する。

2 委員は、委員会の招集を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意見を提出することができる。

(委員会の定足数)

第4条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 緊急を要する事項又は軽易な事項については、前項の規定にかかわらず、書面又は持ち回りの方法による全委員からの意見聴取(以下「意見聴取」という。)をもって、会議が成立したものとみなすことができる。

(開会及び閉会)

第5条 出席委員の数が、第3条第1項の規定に基づき通知した日時及び場所において、前条第1項に規定する定足数に達したとき(前条第2項の規定により会議の成立とみなしたときを除く。)は、委員長が開会を宣告する。

2 閉会は、委員長が宣告する。

(発言)

第6条 委員は、発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

(意見)

第7条 定款第26条第1項及び第3項の規定に基づく委員会の意見は、文書によって行う。

(会議録)

第8条 委員長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会の日時及び場所又は意見聴取を行った日
- (2) 出席委員の氏名又は意見聴取を行った委員の氏名
- (3) 議事の要領
- (4) その他必要な事項

2 会議録は、公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるものを除くほか、委員会の会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月10日から施行する。